

第64回全国植樹祭お野立所設計業務プロポーザル実施要領

1 目的

第64回全国植樹祭は、平成25年春、式典会場を「とっとり花回廊」（南部町鶴田）、植樹会場を「とっとり花回廊いやしの森」（南部町鶴田・伯耆町小野）及び「国立公園奥大山鏡ヶ成高原」（江府町鏡ヶ成）として、開催することが決定された。

式典会場のシンボリックな施設である「お野立所」（以下「本施設」という。）の設計にあたっては、第64回全国植樹祭基本構想に基づき、積極的に県産材を使用し、「心癒される森林づくり」として里山林等森と親しみながら共生してゆくライフスタイル、就業スタイル等を表現することが必要である。

このため、本施設の設計について、高度な技術力と専門的な知識及び経験を有する者からの提案を募集し、最も優れた提案をした者を業務の受託者として選定することを目的とする。

2 プロポーザルの概要

(1) プロポーザルの名称

第64回全国植樹祭お野立所新築工事基本・実施設計業務プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）

(2) 本プロポーザルの対象

本プロポーザルは、次に示す第64回全国植樹祭お野立所新築工事の基本設計及び実施設計業務に係る企画提案である。

工事名称 第64回全国植樹祭お野立所新築工事

建設場所 鳥取県西伯郡南部町鶴田（とっとり花回廊）

敷地面積 約1万m²

構造・規模 木造平家建て 延べ面積77m²程度

用途 式典施設（休憩所）

委託料 2,827,650円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）

工事費 41,588,400円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）

ただし、このうち2,466,450円（消費税及び地方消費税の額を含む。）は、照明設備吊補強及び照明ボタン（取付費含む。）として見込んでいる。

3 事務局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

第64回全国植樹祭鳥取県実行委員会事務局

（鳥取県農林水産部森林・林業総室全国植樹祭準備室 式典施設植樹担当）

電話 0857-26-7303 FAX 0857-26-7308

4 日程

本プロポーザルの日程（予定）を次に示す。

平成23年9月7日	公告・資料交付
平成23年9月16日	参加申込書提出期限
平成23年9月22日	専門委員会（提案者の選定）
平成23年9月27日	提案者の選定・非選定通知
平成23年10月28日	企画提案書提出期限
平成23年11月9日	専門委員会（プレゼンテーション実施、最優秀案選定）
平成23年11月14日	資格審査会、企画提案書選定・非選定通知
平成23年11月末	随意契約見積り合わせ

5 参加条件

本プロポーザルに係る参加申込書を提出することができる者は、以下の条件をすべて満たす者とする。

- (1) 鳥取県内に本店を有する者であること。
- (2) 平成22年鳥取県告示第669号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格のうち、建築関係建設コンサルタント業務の資格を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一般建築士事務所の登録を受けている者であること。
- (5) 平成23年9月7日（水）から同年9月16日（金）までに間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加者資格者資格停止要綱（平成20年5月1日付第200700191955号鳥取県県土整備部長通知）に基づく資格停止措置を受けていないこと。
- (6) 平成13年4月1日以降に建築設計の業務を受注し、かつ、実施設計の業務（木造で延べ面積77平方メートル以上で平成23年7月31日までに完成した建物に係るものに限る。以下「同種業務」という。）の成果品を納入した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として実施した実績については、構成員の均等割の10分の6以上の出資比率で実施したものに限る。
- (7) 本件業務の基本設計及び実施設計の業務期間中、建築士法の規定による一級建築士として5年以上建築設計の業務に携わった経験を有し、かつ、同種業務の実績を有している者（鳥取県の建築設計等業務に係る技術者保有状況等調査により報告されている者に限る。）を管理技術者（以下「配置予定技術者」という。）として配置できること。
- (8) 鳥取県農林水産部測量等業務プロポーザル実施要綱（平成14年6月26付農政第277号鳥取県農林水産部長通知）第4条第2項各号に該当しない者又は鳥取県職員（一般職に限る。）を退職後2年以内の者を雇用していない者であること。

6 参加申込書の提出

- (1) このプロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、提出期限までに第64回全国植樹祭お野立所新築工事基本・実施設計プロポーザル参加申込書及び企画提案書作成要領（以下「参加申込書等作成要領」という。）に基づき、次に掲げる書類を作成し、事務局に提出するものとする。
 - ア 参加申込書
 - イ 参加希望者概要書
- (2) 事務局は、参加申込書を持参した場合に限り、持参した者に対して参加申込書受領書を交付する。
- (3) 提出部数
1部
- (4) 提出場所
3に同じ。
- (5) 提出期限
平成23年9月16日（金）午後4時まで

7 企画提案書の提出者の選定

- (1) 参加申込書の審査
参加申込書は、平成22年6月28日付第64回全国植樹祭鳥取県実行委員会会則により設置された第64回全国植樹祭鳥取県実行委員会お野立所検討専門委員会（以下「専門委員会」という。）が、次に掲げる事項について書面審査を行う。
 - ア 参加希望者の同種業務の実績
 - イ 配置予定技術者の同種業務等の実績
 - ウ 参加理由等

(2) 専門委員会

専門委員会の委員は次に掲げるとおりとする。

東樋口護 (鳥取環境大学副学長)

高増佳子 (国立米子工業高等専門学校准教授)

森本博美 (鳥取県建築士会会長)

岸本由登 (鳥取県木材協同組合連合会専務)

河崎 積 ((財)鳥取県観光事業団とっとり花回廊園長)

長谷川明史 (鳥取県総務部参事監)

(3) 提案者の選定

第64回全国植樹祭鳥取県実行委員会事務局(以下「事務局」という。)は、次の事項を総合的に勘案して、評価の高い順に5から10者程度の企画提案書を提出できる者(以下「提案者」という。)を選定し、登録する。

ア 専門委員会による参加申込書の審査結果

イ 参加希望者の業務実施体制

ウ 配置予定技術者の資格及び経歴

エ 繁忙度

(4) 提案者の選定通知

事務局は、提案者に次の書類等を交付又は郵送する。

ア 第64回全国植樹祭お野立所新築工事基本・実施設計業務プロポーザル参加登録通知

イ 第64回全国植樹祭基本構想

(5) 非選定理由の説明

ア 事務局は、参加希望者のうち、提案者に選定されなかった者に対して、その旨とその理由を郵送にて通知する。

イ 前項の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して4日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)以内に書面(様式自由)により非選定理由について説明を求めることができる。なお、その回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して6日以内(休日を除く。)に書面により行う。

8 質問書

- (1) 本要領及び参加申込書等作成要領について、参加申込書の提出に関する質問がある場合は平成23年9月9日(金)までに、企画提案書の提出に関する質問がある場合は平成23年9月30日(金)までに次に掲げる様式により提出するものとする。なお、質問のない場合、提出は不要である。

(A4判)

第64回全国植樹祭お野立所新築工事基本・実施設計業務プロポーザル質問書		
		平成 年 月 日
第64回全国植樹祭鳥取県実行委員会会長 平井伸治様		印
会社名		
項目	質問内容	回答

- (2) 参加申込書の提出に関する質問については平成23年9月15日(木)に、企画提案書の提出に関する質問については平成23年10月11日(火)に質問書を提出した者に対しファクシミリで通知するほか、鳥取県の公式ホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=146412>)においてまとめて公開する。

9 企画提案書の提出

- (1) 提案者として選定された者は、参加申込書等作成要領に基づき企画提案書を作成し、事務局に提出するものとする。
- (2) 事務局は、企画提案書を持参した場合に限り、持参した者に対して企画提案書受領書を交付する。
- (3) 提出部数
参加申込書等作成要領による。
- (4) 提出場所
3に同じ。
- (5) 提出期限
平成23年10月28日(金)午後4時まで

10 プレゼンテーション

- (1) 企画提案書を提出した提案者は、専門委員会に対してプレゼンテーションを行うこと。
- (2) プレゼンテーションの日時等
 - ア 日時 平成23年11月上旬(日時は、事務局が提案者に別途連絡する。)
 - イ 時間 10分以内(加えて、専門委員会委員からの質疑応答の時間を設定)
 - ウ 場所 鳥取市内(場所は、提案者に別途連絡する。)
 - エ その他
 - ・プレゼンテーションの内容は、提出済みの参加申込書及び企画提案書の内容を口頭で補足する形式とし、提出済みの参加申込書及び企画提案書を改変する内容は認めない。
 - ・プロジェクター、スクリーン、接続ケーブル、100V電源を実行委員会で準備する。
 - ・プレゼンテーションは、公開で実施する。

11 最優秀提案者の選定

- (1) 企画提案書の評価
 - 企画提案書は、専門委員会で、次に掲げる事項について書面審査及びプレゼンテーション審査を行い、双方の審査を踏まえ評価する。
 - ア デザインコンセプト
 - (ア) 開催理念及び開催テーマの反映
 - (イ) 開催時及び開催後の双方での意匠
 - (ウ) 鳥取県らしさの表現
 - (エ) 環境への配慮
 - イ 機能、構造
 - (ア) 機能性・安全性に対する適性
 - (イ) 両陛下への配慮
 - (ウ) 県産木材の活用及び魅力発信に対する適性
 - (エ) 開催後の活用を踏まえた適性
 - ウ 維持管理費への配慮、コスト縮減、省エネの効果
- (2) 最優秀提案者の選定
 - 最優秀提案者は、事務局が次の事項を総合的に勘案して、優れたものから順位を付けて選定する。なお、審査の結果によって、最優秀提案者を選定しない場合がある。
 - ア 専門委員会による企画提案書の評価結果
 - イ 経済性
 - ウ 業務実施体制等
 - エ 設計実績

1 2 提案者に対する選定通知等

(1) 結果の通知

審査結果については、企画提案書を提出した提案者（以下「提出者」という。）
全てに通知するとともに公表する。

(2) 非選定理由の説明

ア 提出者のうち、最優秀提案者に選定されなかった者に対しては、その旨と
その理由を書面により通知する。

イ 前項の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して4日以内（休
日を除く。）に書面（様式自由）により、非選定理由について説明を求めるこ
とができる。なお、その回答は、説明を求めることができる最終日の翌日か
ら起算して6日以内（休日を除く。）に書面により行う。

1 3 設計業務の委託契約

第64回全国植樹祭鳥取県実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、11の
(2)により決定された最優秀提案者と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調
のときは、11の(2)による順位の高い者の順に契約の交渉を行う。

1 4 著作権及び工業所有権

(1) 企画提案の利用

13により県と契約する者は、実行委員会に対し、次に掲げる企画提案の利
用を承諾するものとする。

ア 企画提案を利用して本工事の実施設計若しくは工事を行うこと。

イ アの目的のために必要な範囲で企画提案を実行委員会が自ら複製し、若し
くは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は実行委員会が委託した第
三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。

(2) 工業所有権の明示

企画提案に提案者以外の者が所有する著作権又は工業所有権を含む場合、そ
の旨記載するものとする。

1 5 書類の提出方法

(1) 各書類の提出は、持参又は郵送によるものとする。

(2) 郵送により書類を提出する場合は書留郵便によることとし、提出期限までに
到着したものに限り受け付ける。

1 6 その他

(1) 企画提案書の提出及びプレゼンテーションの実施は、7の提案者の選定によ
り提案者に選定された者に限る。

(2) 参加申込書及び企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーション等に要する
費用は、提案者の負担とする。

(3) 提出期限までに企画提案書を提出しなかった場合は失格とする。

(4) 企画提案は未発表のものに限る。

(5) 原則として提出された企画提案書及び書類は返却しない。

(6) 提出された企画提案書及び書類は、選定を行う作業に必要な範囲において複
製する。

(7) 提出期限後における企画提案書の提出、再提出及び差替えは認めない。

(8) 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された参加表
明書及び企画提案書を無効とする。

(9) 参加申込書及び企画提案書に記載した配置予定技術者は、原則として変更で
きない。ただし、病気、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場
合は、この限りではない。